

令和4年3月15日

池友会健康保険組合
理事長 藤井 茂



平均標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による、当組合に移行した事業所の令和3年9月30日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和4年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 令和3年9月30日現在の平均報酬月額 349,804円
2. 令和4年度における平均標準報酬月額（等級） 340,000円（24等級）
3. 適用時期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

<注意>上記2.の平均標準月額は、任意継続被保険者の令和4年度における上限額として適用されるものです

以上